

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の骨子

【平成31年4月1日施行・令和6年4月1日改正・令和7年4月1日改正】

目的

- 何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならないとの認識の下、障害者差別解消の推進に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定義

- 7つの用語について定義
 - ① 障害者（身体障害に「視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等」、精神障害に「高次脳機能障害」を追加）
 - ② 社会的障壁
 - ③ 不当な差別的取扱い
 - ④ 合理的配慮
 - ⑤ 障害を理由とする差別
 - ⑥ 事業者
 - ⑦ 意識のバリアフリー行動

基本理念

- 誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。
 - ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
 - ・地域社会で他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと
 - ・意思疎通や情報の取得等の手段（情報通信技術等を活用した手段を含む。）の選択の機会の確保、同一内容の情報を同一の時点で取得できることの確保、及び意思決定が困難な障害者への支援
 - ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
 - ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
 - ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
 - ・家庭、学校等において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心の育成

責務

- 市及び市職員の責務
 - ・障害者及びその家族その他の関係者の参画の下、障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
 - ・市職員対応要領の制定、研修等を通じた市職員への周知
 - ・市職員による市職員対応要領の遵守、率先した意識のバリアフリー行動の実践
 - ・障害者差別解消に関する施策の効率的・効果的实施に向けた国や他の地方公共団体との相互連携
- 事業者の責務
 - ・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
 - ・障害者差別解消に関する市の施策への協力、積極的な意識のバリアフリー行動の実践への努力
- 市民の責務
 - ・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
 - ・障害者差別解消に関する市の施策への協力、積極的な意識のバリアフリー行動の実践への努力

事前的改善措置

- 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。
- 市は、事業者による環境の整備を支援するための必要な施策を実施する。

差別の禁止

- 「不当な差別的取り扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区 分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
内 容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対 象	市・事業者ともに「義務」 (令和6年4月1日より、事業者による合理定配慮の提供が義務化)	
(参考例)	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

- 不当な差別的取扱いの禁止について、以下の9つの場面を例示列举

① 福祉サービス ② 医療 ③ 教育、療育又は保育 ④ 雇用 ⑤ 商品販売・サービス提供 ⑥ 不動産取引 ⑦ 建物、施設及び公共交通機関 ⑧ スポーツ・文化芸術活動等 ⑨ 情報提供・意思表示の受領

- 合理的配慮の提供にあたっては、障害者の意向を尊重しつつ、事業への影響の程度、負担の程度、事業規模、財務状況や実現可能性の程度も考慮し、代替措置の選択も含め、市及び事業者と障害者の双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する。

相談及び紛争解決の仕組み

- 相談体制

・ 障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口（区役所・支所・保健センター・障害者基幹相談支援センター）の設置

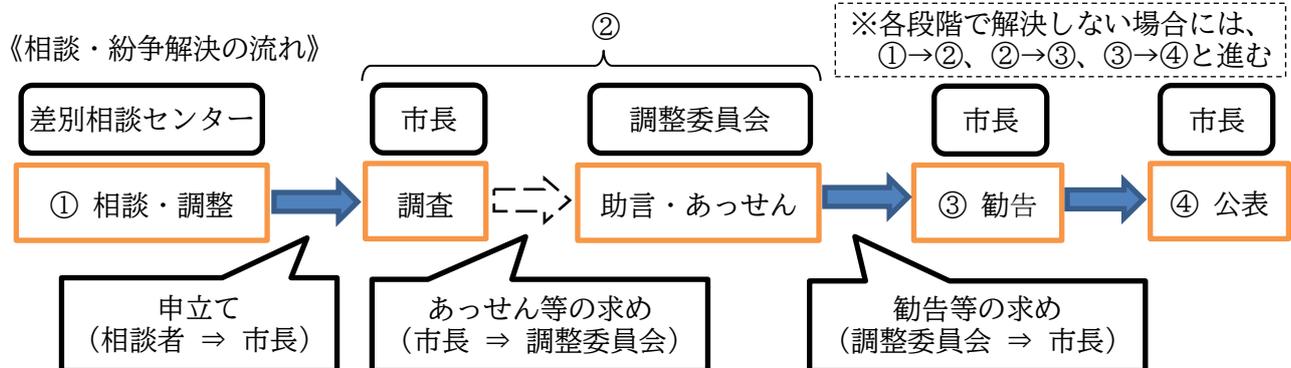
・ 差別相談に的確に対応するために必要な人材の育成

- 紛争解決の仕組み

・ 原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応

・ 差別事案の当事者が市の場合も、差別相談、助言・あっせんの申立て、措置の求め、勧告等の対象

・ 措置の求めの相手方が市の場合、勧告を行う（行わない場合は、その理由を公表）



障害者差別解消を推進するための施策

- 普及・啓発（市全体での「あいサポート運動」の推進）
- 意思疎通手段の利用促進（「筆談・代読・代筆・情報通信技術等の活用」の追加）
- 障害者差別解消支援会議 ○ 調査研究及び情報収集